

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人半田法人会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込書には、別表に掲げる項目を記載するものとする。

(会費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの減免に関する細則は、定款第7条第1項により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第4条 本会を退会しようとする会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 定款第10条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望した場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求ることとする。

2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の会員名簿に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。

3 定款第10条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

(別 表)

1 会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 法人名（氏名）、所在地（住所）、代表者名、電話、FAX、URL、資本金、業種、連絡先を別途指定する者は連絡先、加入推奨者